

重要な会計方針

1. 運営費交付金収益の計上基準

費用進行基準を採用しております。

2. 減価償却の会計処理方法

(1) 有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	2年～50年
構築物	2年～45年
機械装置	2年～17年
医療用器械備品	2年～8年
工具器具備品	2年～15年

また、特定の償却資産（独立行政法人会計基準第86）の減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

3. 退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

職員の退職手当については運営費交付金により財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上しておりません。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、会計基準第87に基づき計算された退職給付債務に係る毎事業年度の増加額を計上しております。

4. たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品	先入先出法による原価法
未成受託研究支出金	個別法による原価法

5. 行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法

(1) 政府出資等の機会費用の計算に使用した利率

国債利回り等を参考に1.770%で計算しております。

(2) 国又は地方公共団体財産の無償又は減額された使用料による賃借取引の機会費用の計算方法

受託研究の予算で取得し研究終了後国へ返還した固定資産のうち、当該受託全研究期間終了後、なお別の目的で無償使用することを国から承認された固定資産の機会費用は、受託研究終了時の残存価額を新たな取得原価とみなし、2年で償却した金額を計上しております。

6.リース取引の処理方法

リース料総額が3,000千円以上のファイナンス・リース取引については通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

リース料総額が3,000千円未満のファイナンス・リース取引については通常の貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

7.消費税等の処理方法

消費税等の処理方法は税込方式によっております。

8.財務諸表の記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

〔貸借対照表注記〕

1.運営費交付金から充当されるべき退職手当の見積額

2,768,075千円

〔キャッシュ・フロー計算書注記〕

1.資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳

現金及び預金	4,438,207千円
定期預金	388,812千円
資金残高	<u>4,049,394千円</u>

2.重要な非資金取引

ファイナンス・リースによる資産の取得

医療用器械備品	315,821千円
工具器具備品	126,209千円
合計	<u>442,030千円</u>